

名譽會員及特別會員ハ議決權ヲ有セザルモノトス

但定款第八條ノ資格ヲ有スル者ハ此限リニアラス

第十五條 本會ニ會長ヲ置クコトヲ得

會長ハ理事會ニ於テ推戴ス

第十六條 會員ノ冠婚葬祭ニ當リ其祝意又ハ弔慰ノ表ス

ル方法ハ理事會ニ於テ之ヲ決シ常務理事之ヲ行ク

本規則ハ大正九年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

國際船舶機關士會

神戸市東出町三丁目三十九番
電話本局四七七八〇番